

滋賀県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

高齢者の医療の確保に関する法律(昭和 57 年法律第 80 号)第 116 条第 3 項の規定により県が滋賀県後期高齢者医療広域連合から徴収する財政安定化基金拠出金の額を算出する際に乗じる割合を変更するため、滋賀県後期高齢者医療財政安定化基金条例(平成 20 年滋賀県条例第 4 号)の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

- (1) 滋賀県後期高齢者医療広域連合から徴収する財政安定化基金拠出金の額を算出する際に乗じる割合を、10,000 分の 3.8(改正前 10,000 分の 4)に改めることとします。(第 2 条関係)
- (2) この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行することとします。

議第 28 号

滋賀県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 2 年 月 日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

---

滋賀県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例

滋賀県後期高齢者医療財政安定化基金条例（平成 20 年滋賀県条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「10,000 分の 4」を「10,000 分の 3.8」に改める。

付 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

滋賀県後期高齢者医療財政安定化基金条例新旧対照表

旧	新
<p>第1条 省略</p> <p>(拠出率)</p> <p>第2条 前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令(平成19年政令第325号)第19条第1項に規定する条例で定める割合は、<u>10,000分の4</u>とする。</p> <p>第3条以下 省略</p>	<p>第1条 省略</p> <p>(拠出率)</p> <p>第2条 前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令(平成19年政令第325号)第19条第1項に規定する条例で定める割合は、<u>10,000分の3.8</u>とする。</p> <p>第3条以下 省略</p>

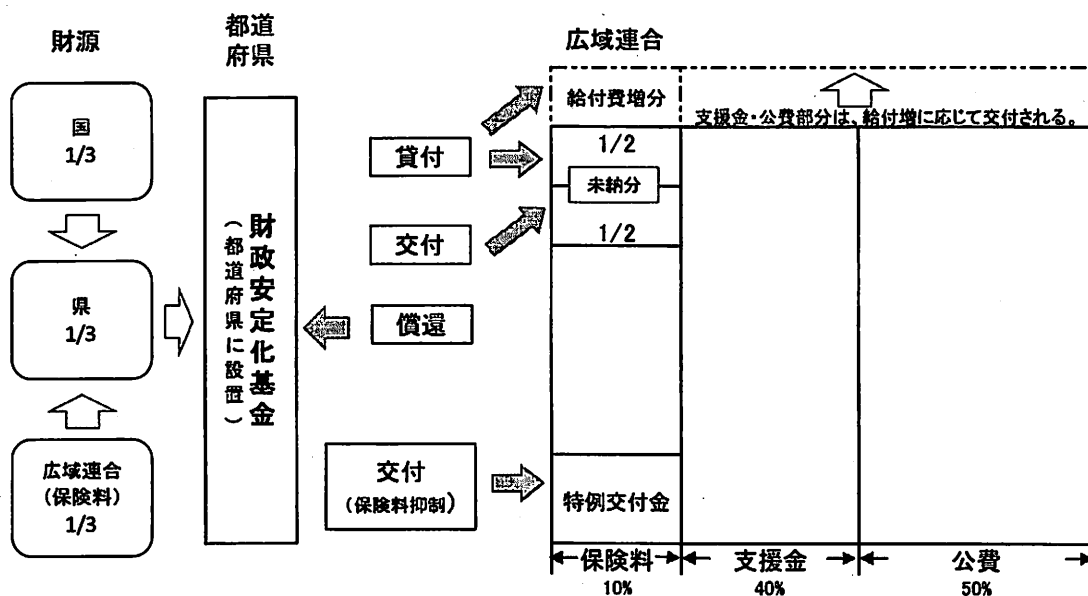
# 滋賀県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例案資料

## 制度概要

### 1. 財政安定化基金事業

- (1) 交付 保険料の未納による財政不足に対して交付  
不足額の2分の1を2年度目に交付
- (2) 貸付 給付の見込み以上の増加、保険料の未納による財政不足に対して  
貸付不足額の1.1倍が限度。無利息で年度ごとに貸付できる。
- (3) 特例交付 保険料率の増加抑制措置のため特例として交付

### 2. 財政安定化基金のフロー図



### 3. 拠出金率および基金積立状況

(単位:円)

年度	国標準拠出率	県拠出率	積立(利息含む)	特例交付	年度末残高
20	0.09%	0.087%	271,057,542		271,057,542
21	0.09%	0.087%	271,972,904		543,030,446
22	0.09%	0.087%	301,357,426	512,795,606	331,592,266
23	0.09%	0.087%	300,629,847	300,614,101	331,608,012
24	0.09%	0.087%	335,348,806	291,137,223	375,819,595
25	0.09%	0.087%	334,123,975	335,003,732	374,939,838
26	0.044%	0.0735%	306,164,546	241,000,000	440,104,384
27	0.044%	0.0735%	305,669,620	241,000,000	504,774,004
28	0.041%	0.041%	184,355,203	97,000,000	592,129,207
29	0.041%	0.041%	184,092,539	97,000,000	679,221,746
30	0.040%	0.040%	187,299,390	0	866,521,136
元	0.040%	0.040%	187,449,206	0	1,053,970,342

※令和元年度は見込額